

弥生時代から鎌倉時代までは、治水の必要性を感じながらも、洪水対策が確立されておらず自然に任せている状態であり、象徴論的段階であると考えられる。

(2) 室町時代から江戸時代初頭（構造論的段階）

室町時代にはいと堰が築造されており、この頃には組織的な農業が確立されていたと思われる。また、安土桃山時代、江戸時代初頭にも堰が築造され、北上川流域では新田開発が盛んに行われた時代である。

この時代は、利水のためのハードの整備が行われたことから、構造論的段階であると考えられる。

(3) 江戸時代初期～明治時代（機能論的段階）

1590年の豊臣秀吉による奥州仕置後、伊達政宗に新領地が与えられると、伊達政宗は水路を開削し、新田を開発し、米を運ぶ舟路の整備を藩の基本政策として推進した。領内における産米は江戸に送られ、藩財政の一端を賄っていた。また北上川沿岸、北上市より上流部を有していた南部氏も北上川舟運を利用して、江戸に米を送り利を得ていた。伊達藩、南部藩によって行われた河川改修は、洪水防御と舟運のための航路確保である。洪水防御としては、1616年に伊達藩によって日形堤防が築造されたほか、南部藩では城地保全のため北上川中津川合流点附近に堤防を築き、杉を植栽している。その他、藩政時代に築造された堤防は胆沢郡前沢町の奴谷起堤防（1826年築造）や大曲地区堤防（1832年築造）など大小併せて300余りにのぼる。また、航路確保のための改修としては黄海川、人首川等の支川付替や江刺愛宕の河道開削や北上相去の沈末工事などがあげられる。その他には、新田開発の際に必要な水を得るための用水工事が行われ、伊達藩では胆沢川の寿安堰、南部藩では、和賀川の奥寺堰等の灌漑施設が築造されている。

江戸時代に最盛期を迎えた北上川舟運であったが、明治24年東北本線の全線開通によって北上川舟運は姿を消すこととなる。

近世は、北上川舟運の利便性を図る改修工事が多くみられる。堤防の整備も行われているが、これは新田開発によって開拓された土地は氾濫原であり、その土地を護るためのものであることから、近世はあくまで利水主動の時代であり機能論的段階であると考えられる。

(4) 近代以降（構造論的段階・実体論的段階）

1868年の明治維新後、ほとんど放置に近い状態になっていた北上川の改修は、貧弱な地方財政では厳しいものであった。明治29年（1896年）に河川法が制定されるが、北上川には新しい動きは無く、明治43年（1910）臨時治水調査会によって、北上川が国において直轄改修工事をする35河川の一つに選定されているが、その対象は北上川下流部の宮城県分のみで、上流部は手を施されていない。大正10年（1922年）には再び臨時治水調査会が開かれ樹立された第二次治水計画では57河川が選定され北上川上流部も編入されている。しかし国の直

轄改修など着工されぬまま、昭和8年第三次治水計画が審議され10ヵ年以内に着工し15ヶ年以内に完成する改修河川24のうち、北上川上流部も編入されている。そこで昭和16年、貯水池による洪水調節に進み、内務省は北上川上流域の改修計画を決定した。これは、田瀬ダム、湯田ダム、石淵ダム、御所ダム、四十四田ダムの多目的の五大ダムを建設して洪水被害を減らす計画であった。また、洪水防御以外では、発電、灌漑の目的もあった。五大ダムの中で田瀬ダムが即時着工されたが、戦時中に資材不足が原因で昭和19年に中断されることとなった。

終戦後の昭和22年カスリン台風、昭和23年のアイオン台風によって、北上川流域は甚大な被害を被った。これを契機として昭和24年には、ダム工事が再開されるとともに、さきの上流改修計画が再検討され、五大ダム建設計画に加えて一閑遊水地の建設が計画され、同時に、宮城県内の北上川流域においても総合開発計画が検討され、鳴子ダム、花山ダム、栗駒ダムが建設されることとなった。

昭和25年には国土総合開発法の一部である特定地域総合開発計画の対象として北上川流域が選定され、昭和28年に北上特定地域総合開発計画は日本で第一番目に閣議決定された。この特定地域とは北上川流域12600km²の区域で、その中心事業は北上川総合開発となっている。また、この年までにカスリン台風、アイオン台風による被害については、概ね復旧工事が完了した。また、この頃松尾鉱山から排出される鉱毒水の影響で、北上川は魚が生きられない程になったが、水質改善のため様々な事業が行われ、徐々に改善されていき、昭和49年には鮭の溯上が確認されるほどになった。昭和48年には北上川水系工事実施基本計画が策定され、これにより舞川遊水地の規模を拡大して一閑遊水地が計画された。昭和57年、五大ダムの最後の一つであった御所ダムが完成した。

明治時代から昭和57年頃までは、明治29年に制定された河川法により、治水対策が本格化したことを受けて、北上川全体の洪水防御施設の関係性に着目して整備が進められた時代であり、また整備されたダム群による灌漑・発電などで流域社会の発展を目標とした時代でもあり、構造論的段階と機能論的段階が混在していると考えられる。

また昭和57年頃から、社会の親水性へのニーズの高まりや環境への配慮といった風潮をうけて、ダム周辺の広域公園の整備などが行われるようになり、更に歴史、景観、文化が重視されるようになった。平成9年に改正された河川法では、従来の「治水」・「利水」に「環境」が加えられた。北上川でも快適な水辺空間の創出を目指し整備されている。

昭和57年以降は環境整備事業が目立ち、社会的な動きとして親水性が求められている事をうけ、川本来の姿を大切にしながら快適性を確保することを目標としており、実態論的段階といえる。

4. おわりに

本研究では、北上川の計画理念は「象徴論的段階」「構造論的段階」「機能論的段階」「実体論的段階」を経て整備されてきたという仮説をたて、検証・分析を行ってきたが、仮説通りに十分証明することができなかった。今後は、さらにデータを増やすことで検証・分析を進めていく予定である。